

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

佐渡市議会議員政治倫理審査会長 金田 淳一 

審 査 結 果 報 告 書

令和2年6月9日付けで提出された審査請求について、佐渡市議会議員政治倫理条例第10条の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

政治倫理基準に対する違反の疑いがあると認められる議員の氏名	稲辺 茂樹 議員
違反の疑いがあると思われる政治倫理基準の規定	佐渡市議会議員政治倫理条例第4条 佐渡市議会議員政治倫理条例に関する指針における基本原則(1)
政治倫理基準に対する違反の内容	佐渡市議会議員政治倫理条例第4条及び、佐渡市議会議員政治倫理条例に関する指針における基本原則(1)において「条例第4条で規定する団体の代表者及びその職を代理するものに就すべきでない団体、組織等」において定めている佐渡農業協同組合経営管理委員会副会長に就任していることに対する疑義について
審査の結果	<p>上記、政治倫理基準に対する違反の内容のとおり、佐渡農業協同組合の経営管理委員会副会長に就任していることは、条例違反であると判断した。</p> <p>(理由) 佐渡農業協同組合経営管理委員会は当該団体の業務執行上の基本方針・重要事項を決定する立場であり、理事会の上位機関に位置づけられている。系統上部団体に対して組織を代表する立場であることも確認された。また、日常的な業務執行に当たる代表理事・理事を選任する権限を有していることも確認した。</p> <p>佐渡農業協同組合は市内農業団体の中核的組織であり、農業振興に関わる多くの事業を佐渡市と共に推進していることは明白である。最近の事例を取り上げれば、補助事業により建設された大型和牛繁殖支援施設や生乳プラント整備事業は畜産クラスター計画により推進され、国の補助金を中心として自己資金の不足額を県や市に助成を求めていたものである。資料として示された、平成29年5月17日付け佐渡市長宛ての生乳プラント建設に対する補助金要請書及び関係資料では、佐渡市農林水産業振興事業補助金交付要綱の規定により、国県事業の採択を条件に補助事業費の10%以内での補助が可能としている。ところがこの時は資金不足により20%以内の補助が要望され結果として実現されている。このような事例の場合に、もし組合の重職を議員が務めていたとすれば、市民から大き</p>

	<p>な疑念を持たれてしまうことが容易に想像される。このような事態を佐渡市議会は容認できるものではない。</p> <p>昨年の佐渡市議会政治倫理に関する特別委員会報告書では「議員は佐渡市と政策的に密接な関係にある組織や団体、あるいは佐渡市から補助金を受けている団体の役員を兼業することは、地方自治法において規定する議員の兼業禁止に抵触せずとも、議員は議会の審議、議決を通じて佐渡市の事務や事業に影響力を持つため、直接的利害を持つことを禁止すべきである。市民に不信や疑惑の念を生じさせることは、市議会議員として好ましい姿ではない。」と述べている。よって、佐渡市議会議員政治倫理条例は、規則と指針を併せて上程され、稲辺議員も含め全会一致で議決したものである。</p>
措置を講じる場合の意見の内容	<p>稲辺議員は、佐渡農業協同組合経営管理委員会副会長職を辞すべきである。このことは、議長において、当該議員に文書による厳重注意の措置を講ずることとの結論に達した。</p>

佐渡市議会議員政治倫理審査会審査経過報告

1 審査会の設置

令和2年6月9日付けで市議会議員 請求者代表 中川直美議員、賛同者、荒井眞理議員・中村良夫議員の3名から佐渡市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第7条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、条例第8条の規定に基づき6月11日に佐渡市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、議員8名を審査会委員に任命した。

◆審査会委員名簿

会長 金田 淳一 議員	副会長 山田 伸之 議員	山本 健二 議員
佐藤 定 議員	中川 健二 議員	室岡 啓史 議員
荒井 眞理 議員	中川 直美 議員	

2 審査の経過

◆第1回 令和2年7月6日(月) 出席委員8名

議 題	内 容
1 共通認識について 2 進め方について 3 その他	1 開会后、条例制定に至った経緯や条例制定までの審議内容、規則等各委員の質問をまとめるため、休憩を取り質問を受付けた。 再会后、会長から各質問に対する回答があり、共通認識がされたことで議論を進めた。 2 条例第9条の規定に基づく審査会の審査手順について確認した。 3 審査会日程について協議し、条例第10条の調査結果の報告期限まで日がないこともあり精力的な審査を行うことを確認した。

◆第2回 令和2年7月16日(月) 出席委員8名

議 題	内 容
1 必要な資料等の確認について	審査会冒頭、中川直美委員・荒井眞理委員の2名から委員辞任の意向が示され、辞任届が提出された。 このため、当日の審査を中止し新たな委員任命について各派代表者会議に諮ることとなった。

※ 7月20日(月)、各派代表者会議に審査会委員の辞任についてを諮り了承され、新たな委員の選考がされた。荒井眞理委員から同会派の近藤和義委員への変更が承認された。なお、中川直美委員の後任はなく委員7名での構成となった。

◆審査会委員名簿（令和2年7月20日から）

会長 金田 淳一 議員	副会長 山田 伸之 議員	山本 健二 議員
佐藤 定 議員	中川 健二 議員	室岡 啓史 議員
近藤 和義 議員		

◆第3回 令和2年7月21日(火) 出席委員7名

議 題	内 容
1 資料の確認について 2 今後のスケジュールについて	1 事前配付及び当日配付された資料を基に確認作業を行った。新たに必要と思われる資料については、佐渡市農業政策課に資料要求を行った。 2 今後の日程等の確認 7月28日(火)、午前に申立人への聴取、午後から対象議員の弁明を行う。 7月30日(木)、午後から審査会のまとめを行う。 8月3日(月)、午後から報告書のまとめを行う。 8月4日(火)、午後から報告書のまとめを行う。 8月5日(水)、報告書の提出を行う事を確認・決定した。

◆第4回 令和2年7月28日(火) 出席委員7名

議 題	内 容
1 申立人への聴取 2 対象議員の弁明 3 今後のスケジュールについて	1 申立人3名から、請求に至った経緯等聴取した。 2 稲辺議員から、申立内容についての考え方等聴取した。 3 前回確認の日程等からの変更はなし

◆第5回 令和2年7月30日(木) 出席委員7名

議 題	内 容
1 審査会まとめ 2 その他	1 各委員から意見を聴取し、条例違反があったと認める者6名、違反があったとは認めない者1名であった。この結果を基に条例第10条第1項により、議長に対して報告する、審査結果及び意見の方向性を確認した。 8月5日(水)、議長への報告書は正副会長により提出する。 2 審査会について、今回の審査終了後は解散することで合意した。

◆第6回 令和2年8月3日(月) 出席委員7名

議 題	内 容
1 審査会報告書のまとめ	1 各委員からの意見を集約し、作成した審査会報告書を全会一致で決定した。

3 審査の結果に至る各委員の意見

- 地方自治法第 92 条の 2 によると、議員が地方公共団体に対し請負することが主たる法人の役員になることを禁止している。佐渡市議会議員政治倫理条例は法よりも更に厳しい補助金を受ける団体についての基準を加え、まさに倫理を求めているものである。
条例施行日についても議員改選後からの令和 2 年 4 月 18 日として、遡っての適用を排除する措置を取ってきた。また該当すると思われる職についても指針の中で示し、条例に抵触することのないように市民に広く周知してきたところである。しかし、稲辺議員は昨年からは議員として在籍し、この条例案に賛成しながら自らの対応を怠ってきた責任は重いものがあると考ええる。
- 稲辺議員は審査会の質疑の中で、「佐渡農業協同組合の経営管理委員会会長は提案事項の提案者であり、理事長や理事は事務方だ。佐渡農業協同組合の代表者は経営管理委員会会長で間違いはないですか」の問いに対して「間違いありません。組織系統の代表者というのは、経営管理委員会の会長であります。ただ、地方自治法第 92 条の 2 における執行権を有する代表、職務権限という解釈においては、理事長と専務理事が代表権を有しているので法律上の代表者というのは理事長・専務理事になる。代表は定款にも書かれている通り、組織を代表するものである」と述べている。しかし、定款の第 35 条では「組合を代表すべき理事は、経営管理委員会の決議により理事のうちから選任する」また、第 36 条第 3 項で「理事長はこの組合の業務を統括する」との記載のみであり稲辺議員の主張を正当化する根拠にはなり得ないと考える。稲辺議員が自ら認めた通り、組織系統の代表者が組合の代表者と解して間違いはないと考える。
- 佐渡市議会議員政治倫理条例第 4 条には、抵触していない。佐渡農業協同組合経営管理委員会の会長でもないし、経営管理委員全員で相談して議決しているだけで一委員に過ぎないと考える。
- 本人とのやり取り、佐渡農業協同組合の資料から、事業方針、事業計画の決定権を有し、また代表理事・理事の任命権がある経営管理委員会の副会長職は、条例第 4 条の団体の長を代理する者に該当する立場であると言える。よって、稲辺議員は、佐渡市議会議員政治倫理条例第 4 条に抵触している。
- 資料 No. 24 に整理した。佐渡市議会議員政治倫理条例第 4 条の「団体の長及びその職を代理する者（以下、「団体の代表者等」という。）に就任しないこと」が佐渡農業協同組合経営管理委員会に該当するかどうか。もう一点は、地方自治法第 92 条の 2 における法人の役員に該当するかどうかについて整理した。法人代表権は佐渡農業協同組合の場合は、理事長にある。しかし、補助事業の決定に至るまでの過程において、経営管理委員の関与と影響については、畜産クラスターの構成員は、新潟県・佐渡市・農業共済組合・家畜保健所・佐渡農業協同組合・羽茂農業協同組合である。佐渡市と佐渡農業協同組合は畜産振興において密接な関係にある。補助事業により建設された生乳プラント建設は畜産クラスター計画に基づき進められており、国の補助金と自己資金不足分は県・市の支援を期待していた。この計画の中で事業決定までのプロセスは経営管理委員会より任命された経営管理委員が畜産検討委員会を組織している。そこでは事業の妥当性を検討し経営管理

委員会に事業推進の答申をして、経営管理委員会で決定するプロセスだった。この間理事長以下、各理事は資料提供と説明に終始し、事業の可否に関する権限はない。稲辺議員の弁明では経営管理委員会を佐渡市になぞらえ、執行部、佐渡農業協同組合で言えば理事会に当たると思う。提案される議案を審査する議会のようなものと表現をしていた。議会は執行する権限は有しておらず経営管理委員は経営推進を自ら行う機関であって各種の事業決定権を有している。経営管理委員会は月次で開催している。各事業の進捗状況を報告させて、事業推進に関わる意見具申を行う他、事業方針・計画、予算・決算、設備投資計画の策定等決定を行う。他にも余裕金の運用、集めた金をどこでどのように運用するか、米の仮渡金の決定など事業の主たる部分にも関与している。また、会長は常勤である。企画会議（佐渡農業協同組合の上位会議）に参画して事業の方向性を示している。副会長は毎週水曜日に本店に出勤している。中身については存じていない。運営に対する補助についての弁明があったが、自らが経営する生乳プラントや大型和牛繁殖支援施設の建設は、佐渡農業協同組合経営においては運営に対する補助と解する。条例中で示している運営するとは、運転資金の助成に限定しているのではないと解される。

- 結論としては、政治倫理条例に違反している。申立人の話や本人の弁明というところも踏まえてよく理解できたことは、法的には問題ないという主張ということである。そもそも倫理条例というものは、明確な線引きをするものでもなく、刑罰があるものでもない。事実上佐渡農業協同組合のナンバー2というような位置づけになろうかと理解しているし、繰り返しになるが明確な線引きがない中で、実際に力を持っている役職に相当していると解釈している。利害という観点からもその立場は重責であるということである。したがって議員との兼職という中で、公平性をもった議案審査等ができるかというところに疑問が残る。今後このようなことが前例になっていくので、これがもし認められれば他の団体の重責なポストに議員が兼職してとなると各団体の主張を強めていくような議会の雰囲気になっていくと思うし、今の佐渡市の人口が約 54,000 人いる状況においては、兼職するのは時期尚早だと判断している。

● 佐渡市議会議員政治倫理条例第4条に抵触するか否か

抵触する 委員6名

抵触しない 委員1名

● 措置を講じる場合

文書による嚴重注意 委員6名

該当しない 委員1名